

本部町飲食業者経営体力再生事業登録店舗募集要項

(目的)

第1条 この要項は、令和2年新型コロナウイルス感染防止による町民生活及び飲食業者の経済的影響を下支えするため、町民向け飲食券の発行等に関し、本部町飲食業者経営体力再生事業実施要綱に定めるもののほか、飲食事業者、登録店舗及び換金等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食事業者 町内において飲食事業を営む法人または個人をいう。
- (2) 店舗 飲食事業者が町内で営む飲食店のうち、当該店舗が食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けてい、る飲食を主たる目的としている飲食店をいう。

(飲食事業者の要件)

第3条 飲食事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本部町暴力団排除条例(平成23年条例第15号)第2条第1号及び第2号の規定する者でないこと。かつ、暴力団関係者、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他の暴力団又は応力団員と密接な関係を有する事業者でないと。
- (2) 本要項に定める事項を遵守する飲食事業者。

(登録店舗の申請)

第4条 特定取引を行う店舗の登録を希望する飲食事業者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 本部町飲食業者経営体力再生事業登録店舗認定申請書兼誓約書(様式第1号)
 - (2) 前号に記載した預金口座の預金通帳の写し
 - (3) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- 2 登録店舗の申請期間は、本要項の施行日より令和2年12月25日までの間とする。

(登録店舗の承認)

第5条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、登録店舗として認定し、本部町飲食業者経営体力再生事業店舗登録証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(変更の報告)

第6条 登録店舗の承認を受けた飲食事業者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに町に報告しなければならない。

(飲食券の換金手続等)

第7条 第5条により店舗登録の承認を受けた登録事業者が飲食券の換金を請求するときは、本部町企画商工観光課にて次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 飲食券換金請求書(様式第3号)
 - (2) 使用期間中に登録店舗にて使用された飲食券
- 2 飲食券裏面の登録事業者と飲食券換金請求書記載の登録事業者が異なる場合は換金を行うことができない。
- 3 登録事業者は令和3年2月15日までに換金の請求を行わなければならない。

(飲食券の使用範囲等)

第8条 飲食券は、登録事業者で提供される飲食物及びそれに付随するサービスの対価の弁済手段としてのみ使用することができる。

- 2 飲食券の使用期間は、町長が定めた日から令和2年12月31日までの間とする。
- 3 使用された飲食券の券面金額の合計額が提供された飲食物等の対価を上回るときは、当該上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。
- 4 飲食券は、交付された本人又は代理人若しくは使者に限り使用することができる。

(登録事業者の遵守事項)

第9条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録事業所であることが明確になるよう、町から提供されたポスターを掲示すること。
- (2) 飲食券の使用を特段の事情が無く拒んではならないこと。
- (3) 飲食券の交換及び売買を行ってはならないこと。
- (4) 飲食券を受けた際は、飲食券裏面の指定欄に登録事業者名を記入又は捺印により表示することとし、既に捺印がある飲食券は受け取らないこと。
- (5) 飲食券の偽造等により不正使用の疑いがあるときは、食事券の使用を拒否するとともに、速やかに町に報告すること。
- (6) 飲食券の使用を見込んで、通常より高価格を設定しないこと。
- (7) 使用済みの飲食券を換金せず、他の登録店舗で使用しないこと。
- (8) 飲食券の使用に際し、苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大防止における適切な感染防止対策を講じること。

- (10) 飲食券の取扱に関し、町から改善要請などがあった場合、当該要請に従うこと。
- (11) 町が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- (12) 登録事業者の情報(店舗名・所在地・電話番号等)を町広報誌やホームページ等へ掲載することに同意すること。

(承認の取消し)

第10条 町長は、申請内容に虚偽の事実があったときは又は本募集要項の規定に違ときは、登録事業者の承認を取消すことができる。

2 町長は、前号の規定により登録事業者の承認を取消した場合においては、本部町食事業者経営体力再生事業実施要綱11条第1項に基づき既に支払われた金銭の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行する。